

森林所有者の皆さんへ

# ご存じですか？平成25年度の間伐事業などの支援制度

## ① 施業を集約化し、間伐などをする場合の補助事業

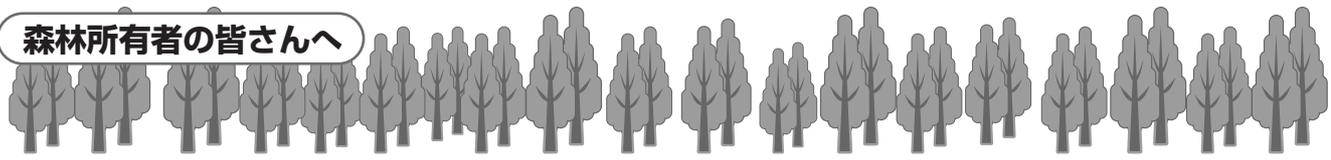
■造林事業(国庫事業) 下表以外の作業種…再造林、鳥獣害防止施設、下刈、森林作業道など

区分	作業種	対象林齢	作業内容	事業規模	伐採率	補助要件など	補助率
森林環境保全直接支援事業	間伐	~60年生 ※標準伐期齢の2倍以下の林齢	不用木の除去、不良木の淘汰、搬出集積	0.1ha以上/施行地 ①森林経営計画に基づく場合 森林経営計画ごとに間伐・更新伐の施行地面積の合計が5ha以上で平均搬出材積が10m <sup>3</sup> /ha以上 ②森林施業計画又は特定間伐等促進計画に基づく場合 集約化実施計画ごとに間伐・更新伐のそれぞれにおいて施行地面積の合計が5ha以上で平均搬出材積が10m <sup>3</sup> /ha以上	30%	下記の①、②のいずれかに該当していること。 ①森林経営計画の認定を受けた者。 ②森林施業計画の認定を受けた者、かつ集約化実施計画の対象森林。 ③特措法に基づく特定間伐促進計画の事業主体に位置付けられた者、かつ集約化実施計画の対象森林。 ※②については、平成25年度に限る。 ※いずれも事前計画の提出が必要(森林作業道の計画を含む)。	68%
	更新伐	~90年生	不用木の除去、不良木の淘汰、支障木やあばれ木などの伐倒、搬出集積	0.1ha以上/施行地	A:規定無 B1-B2:30%	下記の①、②のいずれかに該当していること。 ①森林経営計画の認定を受けた者。 ②森林施業計画の認定を受けた者 ③特措法に基づく特定間伐促進計画の事業主体に位置付けられた者。 ※②については、平成25年度に限る。	
	除伐など	~25年生(除伐A・B1) 林齢制限なし(除伐B2)	A:下刈が終了した後の人工林で行う、不用木の除去、不良木の淘汰 B1:不良木の淘汰(初回間伐に限る) B2:育成しようとする樹木の胸高直径の平均が18cm未満の不良木の淘汰	0.1ha以上/施行地		下記の①、②のいずれかに該当していること。 ①森林経営計画の認定を受けた者。 ②森林施業計画の認定を受けた者 ③特措法に基づく特定間伐促進計画の事業主体に位置付けられた者。 ※②については、平成25年度に限る。	
環境林整備事業	間伐	~60年生	不用木の除去、不良木の淘汰	0.1ha以上/施行地	30%	下記の①、②のいずれかに該当していること。 ①県・市町村(ただし、事業主体が自ら所有する森林以外で森林所有者と締結した場合、または寄付や分収契約解除などにより公有林化した森林で実施した場合に限る。) ②森林整備法人、森林組合、森林法施行令第11条に定める特定非営利活動法人など(ただし、事業主体が自ら所有する森林で実施することを除くこととし、地方公共団体および森林所有者と協定を締結した場合に限る。)	保安林または市町村森林整備計画に規定する公益的機能が高い森林(72%) その他(36%)

■森林整備加速化・林業再生事業(国庫事業) 下表以外の作業種…路網整備

作業種	対象林齢	作業内容	事業規模	伐採率	補助要件など	補助率
間伐	林齢制限なし	不用木の除去、不良木の淘汰、搬出集積	事業を実施する施行地面積の合計が0.1ha以上で平均搬出材積が20m <sup>3</sup> /ha以上	30%	県および地域協議会の構成員のうち、下記の①、②の条件を満たしていること。 ①集約化実施計画の対象森林(事業主体は集約化実施計画を作成すること)。ただし、森林経営計画の認定を受けた者が、同計画の対象森林において事業実施する場合は、この限りでない。 ②森林経営計画を策定するよう努めること。	65%

森林所有者の皆さんへ



② 自分で自分の山を手入れする場合の補助事業

■緊急間伐総合支援事業(県事業) ●公益林保全整備事業【森林環境税】

下表以外の作業種…路網整備(500~1,500円/m) 申込先→市町村

作業種	対象林齢	事業名	事業規模	伐採率	補助要件など	補助率
間伐	11~45年生	公益林保全整備事業(保育間伐)	0.1ha以上/ 施行地	30%	保安林または市町村森林整備計画に規定する公益的機能が高い森林で集約化が困難な森林	定額 80,000円/ha
	31~60年生	森林整備支援事業(搬出間伐)			国庫補助事業の対象とならない森林	定額 183,000円/ha

■自伐林家等支援事業(県事業)

下表以外の作業種…路網整備(500~1,500円/m)、小口素材搬入支援(2,000~6,000円/m<sup>2</sup>) 申込先→森林組合

※小口素材搬入支援については、少量で出せなかった間伐材を森林組合が森林所有者に代わって回収、販売、精算してくれます。

作業種	対象林齢	事業名	事業規模	伐採率	補助要件など	補助率
間伐	11年生~	森林整備支援事業(保育間伐)	0.1ha以上/ 施行地	30%	国庫補助事業の対象とならない森林	定額 80,000円/ha
	31~60年生	森林整備支援事業(搬出間伐)				定額 183,000円/ha

■みどりの環境整備支援交付金(県事業)【森林環境税】…造林事業への嵩上げ

作業種	対象林齢	補助要件など	補助率
除伐など	11~25年生	除伐A: 不用木の除去	定額 54,000円/ha
	11~25年生	除伐B1: 不良木の淘汰(初回間伐)	定額 35,000円/ha
	11~35年生	除伐B2: 不良木の淘汰(平均胸高直径18cm未満)	定額 35,000円/ha

再造林およびシカ被害防護施設に対する支援制度



■森林資源再生支援事業(県事業)…造林事業への嵩上げ

作業種	補助要件など	補助率
再造林	造林補助事業で採択された人工造林および附帯施設等整備(鳥獣害防止施設等整備)とする。 ただし、シカ被害防護施設については、再造林と一体的に実施するものとする。	22%以内(造林補助率68%の場合は、合わせて90%となる。)
シカ被害防護施設		

○お問い合わせ 黒潮町役場 佐賀支所 海洋森林課 ☎55-3115(直通)  
 幡多林業事務所 ☎35-5977  
 高知県 林業改革課 ☎088-821-4602